

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

佐賀県人事委員会委員長 坂本 洋介

佐賀県人事委員会規則第5号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職		組織		職	
略		略		略		略	
公安委員会	略			公安委員会	略		
	警察署	略	略		警察署	略	略
		会計官	4種		会計官	4種	
		<u>多久幹部派出所長</u>	<u>4種</u>				

附 則

この規則は、令和6年3月19日から施行する。